

**出席委員**

一番 吉澤英治委員、二番 石川恵一委員（会長）、三番 石川泰広委員、四番 森田龍幸委員、五番 古谷清一委員、六番 小山明男委員（会長職務代理）、七番 村野昭委員

**欠席委員**

なし

**会場**

もくせい会館二〇三会議室

**議事録**

会長

ただいまから、第八回福生市農業委員会定例総会を開会いたします。さつそくですが、本日の会議録署名委員を指名いたします。

福生市農業委員会総会規則第十三条の規定により、四番森田委員、五番古谷委員にお願いいたします。

それでは日程第一、報告第一号農地転用届出確認につきまして、本日は、農地法第四条が一件、農地法第五条が二件となります。それでは、事務局から説明願います。

事務局

日程第一、報告第一号農地転用について、事務局よりご説明いたします。（事務局説明）

会長

ありがとうございます。ここで、日程の追加を提案いたします。追加する日程は、日程第二生産緑地制度についてでございます。上程に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員一同

（挙手）

会長

賛成多数でございますので日程第二、生産緑地制度についてを上程いたします。事務局は資料の配布をお願いします。

それでは日程第二、議案第一号生産緑地制度については福生市都市建設部まちづくり計画課へ説明の依頼をしておりますので、お呼びしてください。それではご説明よろしくお願いいたします。

まちづくり

まちづくり計画課から、「生産緑地地区指定下限面積の緩和」について、ご報告させていただけます。皆様ご存知のとおり、昨年六月に生産緑地法が改正され、生産緑地地区の指定区域の規模について、市が条例で定めることにより、300mを下限として引き下げられるようになりました。昨年十二月十八日には、皆様方から下限面積引き下げについての意見書もいただきまして、当市においても区域の規模に関する条例を制定し、生産緑地地区指定の下限面積を現行の500mから300mに緩和しようといたしております。つきましては、「福生市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）」を三月議会上程予定でございます。

続きまして、生産緑地地区の指定に関して、取扱いが緩和された部分がございますので、少し触れさせていただきます。

まず、「(一)農地転用の届出が行われている土地等の取扱いについて」ですが、過去に、農地法第四条（自己転用）又は第五条（権利の移動を伴う転用）の届出がされている現況農地については、生産緑地地区に指定することは依然として「望ましくない」との基準が示されているものの、届出後の状況の変化により、現に、再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認される場合等には、生産緑地地区に定めることも可能との判断基準が追加されました。次に、「(二)一団性要件の運用緩和について」ですが、同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことによつて、良好な都市環境の形成に資する場合には、物理的な一体性を有していない場合であっても一団の農地として生産緑地地区を定めることが可能となりました。この都市計画運用指針の改正に伴いまして、必要に応じて「福生市生産緑地地区指定基準」を一部改正することを現在、検討しております。

会長

ただ今御報告いただいたとおり、生産緑地地区指定の下限面積については、農業委員会からの意見書も踏まえていただき、下限面積を300mとする条例を三月議会に上程いただけることとでございます。また、都市計画運用指針の一部改正については必要に応じた福生市の指定基準改正が必要になるとのこととございます。二点確認させていただきますが、指定基準を改正しない場合は先程説明いただいた事項は対応できないという理解でよろしいか、二点目に今回の生産緑地法改正では下限面積の緩和を含めて大きく六点の改正がありますが、今回ご説明いただいたのは下限面積の緩和、一団性要件の運用緩和、生産緑地

追加、再指定の促進についてかと思いますが他の項目は条例改正や指定基準を変更しなくても対応されると理解してよろしいでしょうか。まずはこの二点を確認させていただきます。

まちづくり 　まず、一点目の、指定基準を改正しない場合の「都市計画運用指針の改正」への対応についてですが、先程の資料の「2都市計画運用指針の改正」の「(1)農地転用の届出が行われている土地等の取扱いについて」は、現指定基準の中で、指定できない農地としてうたわれているため、例外規定を入れるなどの改正をしなくては対応ができません。また、「(2)一団性要件の運用緩和について」は、指定基準を改正しない場合であっても、一定の基準を満たしているとは判断される場合には、対応は可能でございます。次に、二点目、今回ご説明していない項目については、「特定生産緑地指定制度の創設」につきましては、条例改正や指定基準の変更なく対応可能でございます。ただし、特定生産緑地制度につきましては、国から制度に関する税制改正の詳細がまだ示されておりませんので、引き続き情報収集に努め、福生市農業委員会等の関係機関と連携しながら、農業者の方々への意向調査や制度設計などを進めてまいりたいと存じます。「生産緑地に設置できる施設」につきましては、今回追加されたものを設置する際、設置要件と建築基準法の基準を満たしていれば、条例改正や指定基準の変更なく対応可能でございます。「都市緑地法等の一部改正に伴う事項」につきましては、いずれも福生市内に現在、該当するような地区がございませんことから、都市計画に定める予定はございません。

会 長 　それでは指定基準に関するものとしてみなさんから意見があればお願いいたします。

会 長 　農業委員会としては今回の生産緑地法改正を最大限活用して、二十六市中一番少ない農地をいかに減らさない制度にしていくことが重要だと思います。ですので、指定基準の改正も最大限対応できるものとしていただきたいと思います。伝えさせていただきます。その上で指定基準の改正案が作成された後は、再度農業委員会に示していただけるものなのか、スケジュールも含めて教えていただけますか。

まちづくり 指定基準につきましては、次年度からの施行に向け検討を進めており、三月中の改正を予定しております。決定次第、改正内容についてのご説明を農業委員会にさせていただきますことは可能でございます。

会長 ありがとうございます。

それではこれまでに出了た意見を農業委員会の意見として是非制度へ反映していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

業務御多忙の中御出席していただきありがとうございます。以上で、第八回福生市農業委員会定例総会を閉会いたします。

議事録作成者

石川恵一 

議事録署名委員

森田龍幸 

議事録署名委員

お谷清一 